



グリーンリスト改訂に向けた検討方針（案）

2023年8月8日

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室



本資料の目次

1. 背景：ガイドライン改訂の経緯等
2. グリーンリスト改訂の方向性
3. 改訂に向けた今後の検討
4. ご議論頂きたい事項

1. 背景：ガイドライン改訂の経緯等

グリーンファイナンスに関する国際原則と環境省ガイドラインの位置づけについて

- 国際資本市場協会（International Capital Market Association: ICMA）のグリーンボンド原則（GBP）は、国際市場で広く認知されている国際的なグリーンボンド発行のルール。資金用途の区分や、プロジェクトの評価・選定方法、事後的なレポートニング、外部レビューの在り方等の発行に関わる手続きの方法を規定。
- ローンについては、Loan Market Association, Asia Pacific Loan Market Association, Loan Syndications & Trading Associationの3団体が合同でグリーンボンド原則と同様の内容を規定するグリーンローン原則（GLP）を策定。
- 環境省グリーンボンド（ローン）ガイドラインは、ICMAのGBP（LMA等のGLP）に準拠しつつ、国内の資金調達の際のルールとして策定したもの。資金調達に関わる手続きに加え、付属書において、グリーンプロジェクトにおけるグリーン性の判断指針や、資金用途、評価指標（KPI）、ネガティブな効果等について具体的な例示を示している。

ICMAのGB原則/環境省のグリーンボンドガイドライン（付属書除く）での主な規定事項

4つの中核要素

推奨事項
重要

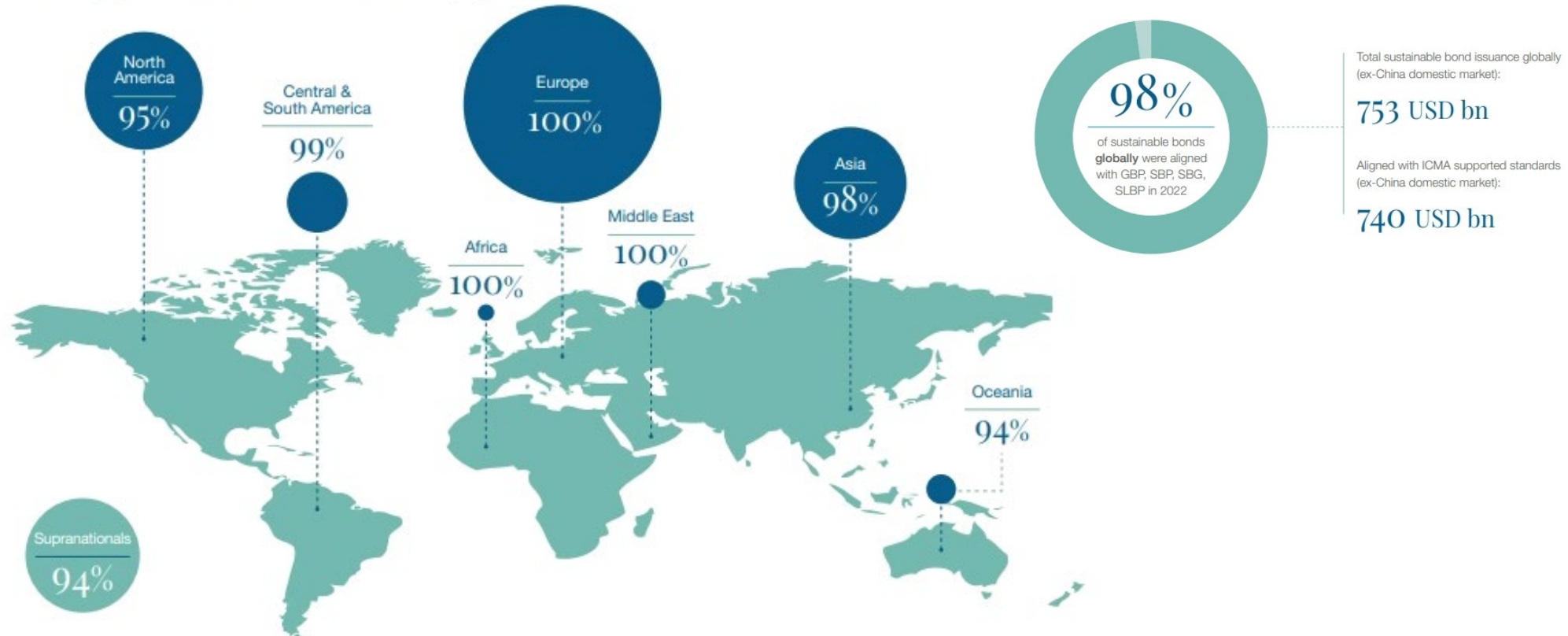
1. 調達資金の用途	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンプロジェクトの対象区分と具体例を例示
2. プロジェクトの評価と選定のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンプロジェクトの選定基準やプロセス等について、投資家に伝達すべき点、発行体への奨励事項を規定
3. 調達資金の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達資金は別勘定で管理すること、および、管理の透明性確保について規定
4. レポートニング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達資金の用途に関するレポートニングの内容・開示等について規定 ・ 開示については、全調達資金が充当されるまで、毎年レポートニングを公開するべきと規定
グリーンボンドフレームワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行体がGBの上記4つの中核要素との整合性等を説明する「グリーンボンドフレームワーク」の記載内容を規定 ・ 投資家が、GBフレームワークを直ちに入手できるようにするべきと規定
外部レビュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行前（グリーンボンド等とGBPの整合性）、発行後（調達資金の管理）の外部レビューを推奨

(参考) グローバルのサステナブル債市場におけるICMAの原則の位置付け

- 2022年に発行されたサステナブル債（グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティ・ボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド）のうち、**98%がICMAの原則に準拠。**

Percentage of sustainable bonds by region that were based on GBP, SBP, SBLP (excluding supras) in 2022:

Circle size is proportionate to total sustainable bond issuance by region



環境省のグリーンファイナンスに関するこれまでの取組

- 2017年3月：市場において最も広く認知されている国際資本市場協会（International Capital Market Association）のグリーンボンド原則を基に、**国内実務指針としてグリーンボンドガイドラインを策定。**
- 2018年：**グリーンボンド発行に要する追加的費用に関する補助事業を開始。**

概要

- 登録制度：グリーンボンド発行等に関わる証券会社、銀行、評価機関、コンサルを申請に基づき登録。登録済の事業者を使用することを補助要件とする。
 - 費用補助：発行に係る追加的費用を補助。対象は評価費用及びコンサル費用、事後レポーティング費用（発行後3年間対象）。
- 2020年3月：国際動向及びICMAグリーンボンド原則の改訂を踏まえて、グリーンボンドガイドラインを改訂。併せて、LMA等が策定する国際原則に準拠した**グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローンのガイドラインを策定。**
 - 2022年7月：国際原則の改訂及び国内外の動向を踏まえ、**グリーンボンド等ガイドラインの改訂版、サステナビリティ・リンク・ボンドのガイドライン（新規策定）を発表。**
同年の改訂では、今回のWGのスコープに関係ある部分として以下を実施。
 - ✓ グリーンプロジェクトにおける「**グリーン性**」の判断の観点の明確化
 - ✓ 従前別々の付属書に記載されていた**資金使途（グリーンプロジェクト）、評価指標（KPI）、ネガティブな環境効果の例**について、**ポジティブリストとして一覧表の形で整理。**



グリーンリストに関するワーキンググループ設置の経緯とスコープ

- ガイドラインの改訂について議論するグリーンファイナンスに関する検討会においては、以下の論点が示された。
 - 今後も我が国のサステナブルファイナンス市場をさらに発展させていく観点からは、特に**新規調達者・分野への裾野拡大が求められ、そのためにはグリーンな資金用途に関するリストの更なる拡充が有用**であること、
 - リストの拡充にあたっては、国内外の動向や市場参加者の知見を採り入れつつ、ガイドライン付属書 1 別表の例示を定期的に更新し、**市場、政策、技術等の動向を継続的に反映する新しい「仕組み」の構築**が求められること
- 上記を踏まえ、グリーンファイナンスに関する検討会の下に、「**グリーンリストに関するワーキンググループ**」を設置し、グリーンプロジェクト等を例示した付属書 1 別表の拡充を検討していくこととなった。

グリーンボンド等のガイドラインの構成と本WGのスコープ

グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022年版

第1章 はじめに	21
第2章 グリーンボンド	30
第3章 サステナビリティ・リンク・ボンド	59
第4章 投資家に望まれる事項	71
第5章 本ガイドラインの改訂	72

グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022年版

第1章 はじめに	73
第2章 グリーンローン	81
第3章 サステナビリティ・リンク・ローン	108
第4章 貸し手に望まれる事項	119
第5章 本ガイドラインの改訂	120

グリーンリストに関する
WGのメインスコープ



付属書 1 明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの判断指針	121
付属書 2 環境改善効果の算定方法の例	131
付属書 3 レポートの例	139
付属書 4 KPIの例	142

※参考：付属書 1 はグリーンボンド及びグリーンローンの対象となるグリーンプロジェクトに関する付属書である

- 国内市場におけるグリーンボンド等の普及状況を受け、**2023年以降本文における国際原則に準拠した部分と国内独自の部分を整理**。国内向けの留意点や解釈が記載された箇所については、今後の改訂の際に別の章・付属書への移管を行う。
- 一方、付属書については、2022年7月のガイドライン改訂において、グリーン性の判断基準の明確化のため、グリーンプロジェクトの例示リストの拡充等を実施。今後は、特に新規発行者・分野での発行拡大の観点から、**グリーンな資金使途に関するリストの更なる拡充が有用**。
- このため、国内外の動向や市場参加者の知見を採り入れつつ、**付属書を継続的に拡充、更新していくための新しいスキームを構築**。

<新スキーム（イメージ）>

国内外の発行・調達実績等の
市場実態

グリーンプロジェクトに関する ワーキンググループ（仮称）

- グリーンファイナンスに関する検討会の下部組織として、有識者から成る付属書の更新を目的としたワーキンググループを新たに設置。各インプットに基づき、付属書1別表の拡充・更新について年に数回審議。
- 更新した付属書については、環境省HP上（グリーンファイナンスポータル）で公開。

定期的な更新

更新版付属書

具体的な相談事例等に関するフィードバック

グリーンファイナンスプラットフォーム

グリーンファイナンス関連ガイドラインの整理方針等について

- 今後の国際原則の改訂に備え、**2023年度中に、本文における国際原則に準拠した部分と国内独自の部分を整理**。2023年度以降のガイドラインについては、両者を明確に分けた形で改訂。
- 具体的には、ガイドラインを①**国際原則準拠部分**（第2章及び第3章の期待される事項と具体的対応方法）、②**国内向けの解説部分**（第1章はじめに、第2章及び第3章の一部（各金融商品の概要やメリット等）、第4章投資家（貸し手）に望まれる事項・第5章本ガイドラインの改訂）、③**付属書に分離し、①部分については、国内向けに解説を加えている部分についても整理・移管**を行う。
- なお、国際原則の解釈等については関連ガイダンスやQAで記載されるどころ、**特に重要と考えられる原則の関連文書の和訳について、関係者とも連携しつつ検討**する。また、当該文書のグリーンファイナンスポータルへの連係を検討する。

付属書の拡充について

- グリーンプロジェクトに関するワーキンググループ（仮称）において、①**付属書の例示拡充に当たっての考え方**、②**個別の例示の拡充について議論**。
- 付属書の例示については、①**グリーンファイナンスプラットフォームによる発行・相談事例のインプット**、②**政策との連動などにより、更新・拡充**を行う。
- 具体的には、2022年7月の改訂で充実化を行った**気候変動緩和・適応分野の更なる拡充**に加え、**循環分野、自然資本・生物多様性分野等の拡充**についても検討する。

ガイドライン付属書 1 の構成

- 付属書 1 は、①**明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの判断指針**、②**グリーンプロジェクトの判断の観点**を踏まえた、**具体的な資金使途、具体的な指標、ネガティブな環境効果の例示**を国内外の知見や**発行実績等を踏まえて一覧表として整理した別表**から構成される。

付属書 1

明確な環境改善効果をもたらす
グリーンプロジェクトの判断指針

別表

大分類

ICMA グリーンボンド原則の資金使途の分類

小分類

大分類に紐づく具体的な資金使途例

具体的な指標

レポート等において環境改善効果を算出する際の
具体的な指標の例

ネガティブな環境効果

グリーンプロジェクトを実施する際、本来の環境改善効果とは別に、
付随的に、環境に対して持つことが想定されるネガティブな効果の例

※参考：グリーンボンドガイドライン 2022年版 1 - 1 調達資金の使途

⑥グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境・社会に対してネガティブな効果も持つ場合には、投資家その他の市場関係者がその効果を適切に評価できるよう、発行体は、そのネガティブな効果の評価や、対応の考え方等も併せて説明すべきである。

グリーンプロジェクトの判断の観点

- 2022年7月のガイドライン改訂時、ガイドラインの付属書1において、グリーンプロジェクトの判断の観点を提示。
 - 明確な環境改善効果を持つ適格なグリーンプロジェクトであるかどうかについて、資金調達者が自ら事前評価を行うに当たって参照することができる観点。
 - あくまで明確な環境改善効果の判断に当たって参照し得るものであり、その全てを満たさなければグリーンプロジェクトと評価できない訳ではなく、案件の性質に応じて、それぞれの観点からの評価を踏まえて総合的に判断することが望ましい。

【グリーンプロジェクトの判断の観点】

- ① プロジェクトの実施により実現するアウトプットが、当該グリーンボンド・グリーンローンを通じて実現しようとする環境面での目標（ポジティブインパクト）につながることが論理的に説明できること
- ② 「BAU : Business as Usual（当該プロジェクトを実施しない場合、もしくは成り行きの場合）」との比較で、環境改善効果の測定に係る指標が明確に改善することが見込まれる、又は、気候変動緩和の分野における再生可能エネルギー設備の導入など、社会経済状況に鑑みて当該分野で明らかに環境改善効果が期待できるプロジェクトであるなど、プロジェクト実施による環境改善が客観的に明らかであること
- ③ グローバルレベル、又は資金調達者が所在する又はプロジェクトを実施する国、地域若しくはセクター単位で、プロジェクトの実施により実現しようとする環境面での目標に関し長期的な目標が存在する場合に（例えば、我が国における2050年カーボンニュートラルの実現）、対象プロジェクトの実施と当該長期的な目標の達成との間に原則として整合性があり、かつ、明らかな不整合が生じないこと
- ④ プロジェクト実施により、本来目的とする環境改善効果とは別に、付随的にもたらされるおそれがあるネガティブな効果を特定し、かつ、それを緩和・管理するプロセスを有していること

グリーンリスト（付属書1別表）の位置づけ

- グリーンリストは、ICMAのグリーンボンド原則において示されている資金使途の例示の分類を元に、国内外の知見や発行実績等を踏まえ、**グリーンプロジェクトとして整理され得るものを例示した**もの。
- いずれの項目に関しても、**包括的な分類を意図したものではありません**、ここに記載の内容に**限定されるものではない**。
- ネガティブな効果に関する指標に関しては、**環境面からのネガティブな効果として想定される主要なものを列挙した**ものであり、事業内容等によっては、これら以外の環境面からのネガティブな効果もありうるほか、**社会面からのネガティブな効果等も想定されることから、個別事例に応じて検討することが重要**。

大分類	小分類	レポート等において環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例	ネガティブな効果の例 ※注1参照
1 再生可能エネルギーに関する事業（発電、送電、機器含む。） ※注2参照	1-1 太陽光、風力、水力、バイオマス（持続可能性が確認されたもの又は廃棄物由来のものに限る。）、地熱等の再生可能エネルギーにより発電を行う事業	・CO2排出量の削減量（t-CO2） プロジェクトを行わなかった場合に想定されるCO2排出量（t-CO2）と、プロジェクト実施後のCO2排出量（t-CO2）を比較して算出	【太陽光】 ・土地造成や自然斜面への設置による地表面の浸食等による崩壊、濁水の発生、パワーコンディショナ等の付帯設備からの騒音等 ・パネルの反射光による影響 ・景観への悪影響 ・土地の改変による重要な動植物の生息・生育環境の縮小 ・発電設備の放置・不適正処理による悪影響、埋立処分の増加 等 【風力（陸上）】 ・風力発電機の稼働による騒音、低周波音 ・風車の影 ・鳥類のバードストライクや採餌や繁殖活動への影響 ・景観への影響 ・土地の改変による重要な動植物の生息・生育環境の縮小 等 （洋上風力の場合には以下の点にも留意が必要） ・海域生態系の変化 ・海生生物への影響 【水力】 ・貯水池の水の汚れや富栄養化 ・土地の改変による重要な動植物の生息・生育環境の縮小 等 【バイオマス】 ・バイオマス燃料のライフサイクル全体におけるGHG排出量の増加、施設や搬入用車両からの排気による大気汚染、違法伐採、泥炭地開発等の土地利用変化や間接的土地利用変化等の燃料生産地における環境への悪影響、施設からの排水による水質汚濁、温排水による海域生態系への悪影響、騒音、燃料保管時の悪臭、食料競合 等 【地熱】 ・硫化水素の臭気等による影響、温泉への影響 等 【全体】 ・機器の製造過程において発生する有害化学物質等の一般環境への排出 ・工事に伴う騒音、振動など周辺への悪影響 等 その他、事業内容等により環境面からのネガティブな効果や長期的な目標との明らかな不整合が生じ得る場合は留意すること
	1-2 再生可能エネルギーにより発電された電気を送電する送電線や貯蔵する蓄電池等を設置し、維持管理、需給調整、エネルギー貯蔵等を行う事業	・再生可能エネルギーによる発電電力量（GWh） プロジェクトで建設された施設による再生可能エネルギー発電の電力量（GWh）	
	1-3 太陽光パネル、送電線、蓄電池等の上記の事業にて使用される機器を製造する事業	・製造工程における再生可能エネルギー利用率（％） 製造工程における再生可能エネルギー利用率（総エネルギー使用量に占める再生可能エネルギー使用量）を、プロジェクト実施前後で比較	
	1-4 太陽熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱利用を行う事業	・再生可能エネルギーによる発電容量（GW） プロジェクトで建設された施設による再生可能エネルギー発電の容量（GW）	
	1-5 事務所、工場、住宅、データセンター等で使用する電力の一部又は全てに再生可能エネルギーを使用する事業		
	1-6 再生可能エネルギーに資するICTソリューション（維持管理システム、運用システム、最適需給調整等）を提供する事業		

(参考) ICMA原則における資金使途の「グリーンプロジェクト」の区分

■ ICMAのグリーンボンド原則においては、グリーンボンドの資金使途として考えられる「グリーンプロジェクト」の区分として以下を例示。

再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーに関する製造、送電、機器・製品を含む
省エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、省エネ性能の高い建築物の新築、建築物の省エネ改修、エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド、省エネ機器・製品
汚染の防止と管理	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染の低減、温室効果ガスの排出抑制、土壌汚染対策、廃棄物の抑制・減少、廃棄物のリサイクルや熱回収を含む
自然資源・土地利用の持続可能な管理	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な農業・畜産業・漁業・水産養殖業、生物学的穀物管理または点滴灌漑といった気候スマートファーム、植林や森林再生といった環境持続型林業、自然景観の保全及び復元を含む
陸上及び水生の生物多様性保全	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸・海洋・河川流域環境の保護を含む
クリーンな運輸	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、ハイブリッド自動車、公共交通機関、鉄道、非自動車式輸送、マルチモーダル輸送、クリーンエネルギー車両と有害物質の発生抑制のためのインフラの整備を含む
持続可能な水資源管理	<ul style="list-style-type: none"> 清潔な水や飲料水の確保のための持続可能なインフラ、廃水処理、持続可能な都市排水システム、河川改修その他方法による洪水緩和対策を含む
気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> インフラを気候変動の影響に対して強靱性のあるものとする取組や、気候観測および早期警戒システム等の情報サポートシステムを含む
サーキュラーエコノミーに対応した製品、認証を受けた環境認証製品	<ul style="list-style-type: none"> 再利用・再生・改修された素材・成分・製品、循環型ツールやサービスの設計及び導入
グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none"> 地域、国又は国際的に環境性能のために認知された水準や認証を受けた建築物の取得・建設

(参考) APLMA・LMA・LSTA, Green Loan Principles における「グリーンプロジェクト」の区分

再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーに関する製造、送電、機器・製品を含む
省エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、省エネ性能の高い建築物の新築、建築物の省エネ改修、エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド、省エネ機器・製品
汚染の防止と管理	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染の低減、温室効果ガスの排出抑制、土壌汚染対策、廃棄物の抑制・減少、廃棄物のリサイクルや熱回収を含む
自然資源・土地利用の持続可能な管理	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な農業・畜産業・漁業・水産養殖業、生物学的穀物管理または点滴灌漑といった気候スマートファーム、植林や森林再生といった環境持続型林業、自然景観の保全及び復元を含む
陸上及び水生の生物多様性保全	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸・海洋・河川流域環境の保護を含む
クリーンな運輸	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、ハイブリッド自動車、公共交通機関、鉄道、非自動車式輸送、マルチモーダル輸送、クリーンエネルギー車両と有害物質の発生抑制のためのインフラの整備を含む
グリーンテクノロジー	<ul style="list-style-type: none"> 炭素抽出テクノロジーおよびエネルギー貯蔵システムなど
持続可能な水資源管理	<ul style="list-style-type: none"> 清潔な水や飲料水の確保のための持続可能なインフラ、廃水処理、持続可能な都市排水システム、河川改修その他方法による洪水緩和対策を含む
気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> インフラを気候変動の影響に対して強靱性のあるものとする取組や、気候観測および早期警戒システム等の情報サポートシステムを含む
サーキュラーエコミーに対応した製品、認証を受けた環境認証製品	<ul style="list-style-type: none"> 再利用・再生・改修された素材・成分・製品、循環型ツールやサービスの設計及び導入
グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none"> 地域、国又は国際的に環境性能のために認知された水準や認証を受けた建築物の取得・建設

2. グリーンリスト改訂の方向性

グリーンリスト改訂の方針（案）

- 本グリーンリストは、国内における資金使途、評価指標（KPI）、ネガティブな環境効果の例について、ポジティブリストとして一覧表の形で整理することで、**資金調達者の潜在的な需要を喚起**し、グリーンファイナンス市場の発展を目指すものである。
- 本検討においては、グリーンファイナンスや環境分野の国内外の動向を幅広にとらえつつも、**資金調達ニーズの高い分野を優先して議論**することとし、**網羅性に重点を置くものではない**。また、足元の資金調達ニーズに加え、環境面での長期的な目標を踏まえ、リストへの掲載内容を検討する。
- グリーンリストにおける各項目の見直し方針については、前述の【**グリーンプロジェクトの判断の観点**】を前提としたうえで、下表とする。

項目	今回の見直しの方針
大分類	<ul style="list-style-type: none"> • ICMAの表現に基づく内容、順序としているため、基本的に変更はしない • ただし、表記ブレなどがみられる場合は統一する。 例：サーキュラーエコノミー、循環型経済⇒循環経済
小分類（大分類に基づく資金使途の例示）	<ul style="list-style-type: none"> • 足元の資金調達ニーズや環境面での長期的な目標を踏まえ、項目の追記・修正を検討。 • 必要に応じて見出しや構成を直すことも視野に入れる
レポート等において環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例	<ul style="list-style-type: none"> • 小分類の追記・修正等を踏まえ、項目の追記・修正を検討。 • ICMA（2023/6）Handbook Harmonised Framework for Impact Reportingや国内の環境分野の計画等の関連する文書を参照し、項目の追記・修正を検討。
ネガティブな環境効果の例	<ul style="list-style-type: none"> • 小分類の追記・修正や参照すべき国内の法制度等を踏まえ、項目の追記・修正を検討。

グリーンリスト改訂の方針（案）

大分類： 項目（1-1、1-2…）の追加・見直し
変更しない 各項目における記載内容の追記・修正

小分類：

指標の例：
小分類の修正等に伴い指標の追記・修正

ネガティブな効果の例：
ネガティブな効果の追記・修正

大分類	小分類	レポート等において環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例	ネガティブな効果の例 ※注1参照
1 再生可能エネルギーに関する事業（発電、送電、機器含む。） ※注2参照	1-1 太陽光、風力、水力、バイオマス（持続可能性が確認されたもの又は廃棄物由来のものに限る。）・地熱等の再生可能エネルギーにより発電を行う事業	・CO2排出量の削減量（t-CO2） プロジェクトを行わなかった場合に想定されるCO2排出量（t-CO2）と、プロジェクト実施後のCO2排出量（t-CO2）を比較して算出	【太陽光】 ・土地造成や自然斜面への設置による地表面の浸食等による崩壊、濁水の発生、パワーコンディショナ等の附帯設備からの騒音等 ・パネルの反射光による影響 ・景観への悪影響 【風力（陸上）】 ・風力発電機の稼働による騒音、低周波音 ・風車の影 ・鳥類のバードストライクや採餌や繁殖活動への影響 ・景観への影響
	1-2 再生可能エネルギーにより発電された電気を送電する送電線や貯蔵する蓄電池等を設置し、維持管理、需給調整、エネルギー貯蔵等を行う事業	・再生可能エネルギーによる発電電力量（GWh） プロジェクトで建設された施設による再生可能エネルギー発電の電力量（GWh）	・土地の改変による重要な動植物の生息・生育環境の縮小 ・発電設備の放置・不適正処理による悪影響、埋立処分の増加 等
	1-3 太陽光パネル、送電線、蓄電池等の上記の事業にて使用される機器を製造する事業	・製造工程における再生可能エネルギー利用率（%） 製造工程における再生可能エネルギー利用率（総エネルギー使用量に占める再生可能エネルギー使用量）を、プロジェクト実施前後で比較	・土地の改変による重要な動植物の生息・生育環境の縮小 等 （洋上風力の場合には以下の点にも留意が必要） ・海域生態系の変化 ・海生生物への影響
	1-4 太陽熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱利用を行う事業	・再生可能エネルギーによる発電容量（GW） プロジェクトで建設された施設による再生可能エネルギー発電の容量（GW）	【水力】 ・貯水池の水の汚れや富栄養化 ・土地の改変による重要な動植物の生息・生育環境の縮小 等 【バイオマス】 ・バイオマス燃料のライフサイクル全体におけるGHG排出量の増加、施設や搬入用車両からの排ガスによる大気汚染、違法伐採、泥炭地開発等の土地利用変化や間接的土地利用変化等の燃料生産地における環境への悪影響、施設からの排水による水質汚濁、温排水による海域生態系への悪影響、騒音、燃料保管時の悪臭、食料競合 等
	1-5 事務所、工場、住宅、データセンター等で使用する電力の一部又は全てに再生可能エネルギーを使用する事業		【地熱】 ・硫化水素の臭気等による影響、温泉への影響 等 【全体】 ・機器の製造過程において発生する有害化学物質等の一般環境への排出 ・工事に伴う騒音、振動など周辺への悪影響 等
	1-6 再生可能エネルギーに資するICTソリューション（維持管理システム、運用システム、最適需給調整等）を提供する事業		その他、事業内容等により環境面からのネガティブな効果や長期的な目標との明らかな不整合が生じ得る場合は留意すること

グリーンリスト改訂作業のイメージ：2022年7月改訂時の事例

改訂作業前

- 気候変動適応分野においては、2022年7月改訂時に、気候変動適応計画やICMAの関連文書等を基に整理を実施。

付属書1 具体的な資金使途の例

8) 気候変動に対する適応に関する事業（気候変動の観測や早期警報システム等の情報サポートシステムを含む。）

- 物流、鉄道、港湾、空港、道路、水道インフラ、廃棄物処理施設、交通安全施設、民間不動産における防災機能を強化する事業
- 事業所における気象災害対策や気候リスクの高いエリアからの移転、暑熱対策、原材料の安定確保に係る取組等、事業の持続可能性を確保するための事業
- 生態系に基づく適応や生態系を活用した防災・減災（ECO-DRR）等のグリーンインフラの整備に関する事業
- 気候変動に強い作物品種の開発と導入、環境負荷の低い農業の導入に関する事業
- 気象観測や監視、早期警戒システムに関する事業や気候変動への適応に資するITソリューションを提供する事業
- 水資源の効率的な活用や渇水対策等の導入に関する事業

等

付属書2 ネガティブな効果の具体例

具体的事業	考えられる環境面からのネガティブな効果
物流、鉄道、港湾、空港、道路、水道インフラ、廃棄物処理施設、交通安全施設、民間不動産における防災機能を強化する事業	✓大規模な土地造成に伴う生態系への悪影響 等

付属書4 具体的な指標の例

事業区分	指標の例	詳細
気候変動に対する適応に関する事業	持続可能な手法により管理される森林・流域等の面積 (ha)	持続可能な手法により管理される森林・流域等の面積 (ha)
	浸水面積の減少量 (ha)	プロジェクトによって減少する豪雨等の際の想定浸水面積 (ha)

グリーンリスト改訂作業のイメージ：2022年7月改訂時の事例

改訂作業後

気候変動適応計画の分類に基づき、改訂前の資金使途を整理。また、国内の資金調達事例や上記計画の施策等から資金使途の例示を追加。

「気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定）において設定する分野別施策に関するKPI」及びICMA Handbook Harmonised Framework for Impact Reportingを基に追加・修正

大分類	小分類	レポート等において環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例	ネガティブな効果の例 ※注1参照
8 気候変動に対する適応に関する事業（気候変動の観測や早期警報システム等の情報サポートシステムを含む。）	8-1 農業・林業・水産業： 気候変動に強い作物品種の開発と導入、環境負荷の低い農業の導入に関する事業 等	・高温耐性品種（主食用米）の作付け面積（ha）等	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な土地造成に伴う生態系への悪影響 等 その他、事業内容等により環境面からのネガティブな効果や長期的な目標との明らかな不整合が生じ得る場合は留意すること
	8-2 水環境・水資源： 水資源の効率的な活用や漏水対策等の導入に関する事業 等	・プロジェクトによって減少する漏水頻度（想定） 等	
	8-3 自然生態系： 生態系に基づく適応や生態系を活用した防災・減災（ECO-DRR）等のグリーンインフラの整備に関する事業 等	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系の防災・減災機能が機能した場合としない場合の想定被害額の比較 ・斜面崩壊防止機能：捕捉できる土砂量 等 	
	8-4 自然災害・沿岸域： 物流、鉄道、港湾、空港、道路、水道インフラ、廃棄物処理施設、交通安全施設、民間不動産における防災・減災機能を強化する事業 等	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトによって減少する豪雨等の際の想定浸水面積（ha） ・適切に保全されている海岸防災林等の割合 等 	
	8-5 健康： 気象情報及び暑さ指数（WGBT）の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等に係る情報提供、冷房・除湿器の導入、クールスポットの創出（日除け、ミスト等）に関する事業 等	・年間の熱中症死亡者数の減少（人） 等	
	8-6 産業・経済活動： 事業所における気象災害対策や気候リスクの高いエリアからの移転、暑熱対策、原材料の安定確保に係る取組等、事業の持続可能性を確保するための事業 等	<ul style="list-style-type: none"> ・気象災害によって影響を受ける顧客や従業員数の減少（人） ・気象災害による修理コストの減少（金額） ・導入した再生可能エネルギーや蓄電池の容量（MWh） 等 	
	8-7 国民生活・都市生活： 内水氾濫等の防止に向けた下水道施設の整備、施設の損壊等に伴う減断水が発生した場合における迅速で適切な応急措置及び復旧が行える体制の整備に関する事業 等	<ul style="list-style-type: none"> ・合流式下水道改善率（%） ・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数 等 	
	8-8 気象観測や監視、早期警戒システムに関する事業や気候変動への適応に資するICTソリューションを提供する事業	関連する項目の指標を参照すること	

3. 改訂に向けた今後の検討

グリーンリスト改訂に向けた今後の進め方（案）

- 年度内の改訂に向けてWGを開催。市中からの意見募集、WG間における専門分野別の打合せ等を実施し、改定に向けて検討を実施する。

開催時期	実施項目	実施概要
本日	第1回WG	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨すり合わせ 今後の進め方
	WG間の検討①	<ul style="list-style-type: none"> 事務局にて情報収集、ヒアリング調査（金融分野の方、環境分野の専門家、企業等を対象）、市中からの意見募集*を実施し、改訂案の検討を実施 必要に応じて専門分野別の打合せを実施
11月頃	第2回WG	<ul style="list-style-type: none"> グリーンリストの改訂案骨子について
	WG間の検討②	<ul style="list-style-type: none"> 事務局にて追加情報の収集・整理、グリーンリストの改訂案を修正 必要に応じて専門分野別の打合せを実施
2月頃	第3回WG	<ul style="list-style-type: none"> グリーンリストの改訂案について
	親検討会への報告	<ul style="list-style-type: none"> グリーンファイナンスに関する検討会への報告

*市中からの意見募集は通期を通じて行う。

意見募集の方法について

- 市場関係者及び発行体を主な対象と想定し、環境省ホームページ上でグリーンリストに関する意見募集を行う。
- 意見募集では、拡充すべき事例、指標、ネガティブな効果などで追加すべき事項や、本リストに関して期待することなどを回答して頂く。
- 意見の提出に際しては根拠となる資料も併せて送付頂く形を想定する。

項目	概要
対象者	<ul style="list-style-type: none"> • 主な対象は市場関係者及び発行体を想定するが、市民やNGOなど一般から幅広く意見を募る
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> • 第1回WG終了後に、意見募集を開始予定 • 終了期間は設けずに、通期を通じて募集
回答方法	<ul style="list-style-type: none"> • 環境省ホームページに趣旨及び調査票(Excel)を掲載 • 回答者は調査票に記入の上で、環境省回答専用メールアドレスに送付 • なお、意見の根拠となる資料も送付頂く
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> • 関係団体や環境省報道発表等を通じて周知
回答項目	<ul style="list-style-type: none"> • 回答者の所属・業種・氏名・連絡先など • 追加・削除・修正すべき「大分類に対応する小分類※」 • 追加・削除・修正すべき「レポート等において環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」 • 追加・削除・修正すべき「ネガティブな効果の例」 • 参考として追加・削除・修正すべき「認証制度」 • グリーンリストの活用事例や期待することなど
活用方法	<ul style="list-style-type: none"> • グリーンリスト改訂に向けた検討 • 必要に報じて、回答内容を匿名化の上で検討会及びWGに報告

WG内の専門分野別の意見交換について

- 専門分野別に少人数での意見交換の場を設け、当該分野における具体事例等を踏まえてグリーンリストの改訂に向けた議論を実施。
- 各専門分野における意見交換の参加者は、当該分野に知見を持つ環境関係の有識者を主に想定するものの、その他の委員にもご関心に応じてご参加頂くものとする。
なお、専門分野別の議論の内容は、後日、他の委員にも共有させて頂く。
- 金融機関、第三者評価機関の委員についても可能な限り意見交換にご出席頂きたい。
- 金融セクター以外の委員も他分野に参加したいとの要望があり得ることから、幅広く参加可能な表現としているが、実態としてどのように参加を募るかご相談したい。

4. ご議論頂きたい事項

ご議論頂きたい事項

1.グリーンリスト改訂の方向性について

- グリーンリスト改訂の方向性について、見直しが必要な点や不明点はあるか
- グリーンリストの利用方法を踏まえた際に、改訂にあたって考慮すべき事項は何か。

2.グリーンリスト改訂に向けた今後の進め方について

- 今後、継続的にグリーンリストを更新していくにあたり、どのように情報収集・検討をしていけば市場動向を踏まえた更新となるか。
- ヒアリング調査の対象者（金融分野の専門家、環境分野の専門家、企業、等を想定）に含めるとよい方はいるか。

3.現行のグリーンリストにおいて追記や修正を検討すべき事項はあるか

- 現行のグリーンリストの課題は何か（市場での活用、専門的見地の観点等から）
- グリーンリスト改訂にあたって特に注目すべき動向、文献等はあるか。
- グリーンリストに追記・修正を検討すべき事項（小分類、指標、ネガティブな効果）